

# 資料 5

## 「3-2 農林漁業の振興」に関する委員意見・市の取組状況等

委員からの意見	現在の市の取組状況・考え方	改善すべき点、新たなご提案等
農林漁業の永続を「栄続」と表記することはできないか。	・施策目標に記載しました。	（審議会にてご意見をお願いします。）
他市では、学校と農家が連携し、売り物にならない農産品を子どもたちが給食センターに持ち込んで使用し、学校給食の残食が減った事例がある。このような取組を行ってはどうか。	・取組方針①の主な取組である学校給食への「地産地消の推進」については継続して取り組みます。 ・給食センターにおいて、搬入の規格があるため、規格外は対象になりません。	
駅の利用者は多いが、駅周辺に店舗が少なく、駅の高いポテンシャルを活かせていない。地産地消の飲食店などいいのではないか。	・取組方針①の主な取組である「地産地消の推進」の実施の中で検討します。 ・野洲駅南口周辺整備構想において商業サービス機能の一環として「地産地消の飲食店」を位置づけています。 ・「3-1 商工業の振興」の取組にも記載しました。	
面白いキャッチフレーズをつけるなど、広報の方法を工夫する必要がある。	・取組方針①の中の「地産地消の推進」や、取組方針②の中の「特産品づくり」の実施の中で検討します。 ・ホームページ、Instagram、Facebookで情報発信をしています。	
地産地消のためには、食べ方の提案も必要ではないか。広報等で提案していくのが先決ではないか。	・取組方針①の「地産地消の推進」や、取組方針②の「特産品づくり」の実施の中で検討します。 ・「おいでやすまるかじり協議会」の事業において、料理教室を開催し、レシピもホームページで紹介を行っている。	
農業も含めて、業を起こしたいという若い人の支援をしてほしい。	・取組方針①の主な取組に記載しました。 ・商工業については、「3-1 商工業の振興」の取組方針に記載しました。	
農商連携は重要なテーマである。地産地消はSDGsの中で倫理的な消費と位置付けられており、環境面や食の安全など、様々な面で意義がある。	・取組方針①及び②の主な取組に記載しました。	
農商連携については、地元産品を利用した飲食店について、立ち上げの支援があっても良いのではないか。	・取組方針①の中の「地産地消の推進」や取組方針②の中の「農商工連携の推進」の実施の中で検討します。	
野洲市の農産品は特産品があまりなく、数少ない特産品である「しゅんぎく娘」も認知されているかは疑問である。国、県、大学や研究機関と連携し、特産品開発に対する支援を行うべきである。	・取組方針②の主な取組である「特産品づくり」の実施の中で検討します。 ・六次産業に対する支援について、県の事業があり、活用していただくよう周知しています。	

委員からの意見	対応・質問に対する回答	改善すべき点、新たなご提案等
<p>ブランド化を進めるうえで、インターネット販売や、農園名の入ったシールなどのパッケージデザインの工夫など、売り方を検討していく必要がある。</p>	<p>・取組方針②の主な取組である「販路の拡大」や「特産品づくり」の実施の中で検討します。 ・六次産業に対する支援について、県の事業があり、活用していただくよう周知しています。</p>	<p>(審議会にてご意見をお願いします。)</p>
<p>ブランド化を進める上で、とがった農産物を作り上げることはハードルが高い。既にあるものに付加価値をつける方法として、「ゆりかご水田」がある。今の環境保全型農業は肥料を減らすなどの行為が対象であり、実際に環境によかったかどうかは関係がないが、「ゆりかご水田」は生き物調査とセットであるため、目に見える形で環境が良くなることがわかる。</p>	<p>・取組方針②の「特産品づくり」、取組方針③の「地域と連携したイベントの開催」の実施の中で検討します。</p>	
<p>放置竹林やキツネ・タヌキ・イタチ・イノシシといった獣害も問題である。</p>	<p>・現状・課題及び取組方針③の主な取組に記載しました。</p>	
<p>土地改良施設の老朽化が進んでおり、施設の整備・更新・長寿命化に取り組む必要がある。</p>	<p>・取組方針③の主な取組に記載しました。</p>	
<p>技術も知識もある定年後のアクティブシニアがたくさんいるのではないかと。</p>	<p>・多様な主体の参画について、現状・課題に記載しました。</p>	
<p>管理が十分でない人工林が多く、生物多様性に貢献しないばかりか、災害リスクを高めてしまう。森林を守ることで、生き物が来て、災害にも強くて、実際に人が足を運んで楽しい環境になる。</p>	<p>・現状・課題に記載しました。</p>	
<p>山に雨が降り、森林で養分を含んで琵琶湖に流れることで魚が集まり漁業が潤うため、森林保全は非常に重要である。</p>	<p>・現状・課題に記載しました。</p>	
<p>農林漁業の多面的機能の発揮についての論点を取り入れてほしい。</p>	<p>・現状・課題に記載しました。</p>	
<p>耕作放棄地がどの程度あるのか判らないが放棄地は実際に資源の無駄である。常に現状を把握して、放棄地「0」を目指す施策が必要である。</p>	<p>・耕作放棄地については、毎年市と農業委員会で農地パトロールを実施しており、平成31年時点では、市内農地の約0.7%が該当しています。農業委員会が利用意向調査等、農地法に沿った対策を実施されています。 ・耕作放棄地の多くは山裾で森林が迫って来たり、面積狭小等の農地で借り手もない農地であることから、完全になくなることは難しいと考えています。</p>	
<p>新規就農支援について、就農にあたっては一定以上の農地を確保することが必要であるが、それは難しい。規制緩和を検討すべきではないか。</p>	<p>・新規就農にあたって耕作農地の下限面積は設けていません。 ・新規に農地を取得するためには面積の要件がありますが、利用権設定を利用し農地を確保することが可能です。</p>	